

低入札対策の強化について

工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、適正価格での契約の推進を図るため、低入札対策に取り組んでいます。

この度、工事の更なる品質確保等の観点から低入札対策の強化を図るため、低入札に係る失格判断基準をあらたに導入するとともに、調査基準価格等（調査基準価格、最低制限価格）の算定方法の見直しを行います。

1 改正内容（別紙1のとおり）

- (1) 低入札価格調査制度に、あらたに「失格判断基準」を導入します。
- (2) 低入札価格調査制度の「調査基準価格」について、
 - ・直接工事費の算定率を「90%」から「97%」
 - ・共通仮設費及び現場管理費の算定率を「70%」から「90%」
 - ・一般管理費の算定率を「30%」から「55%」に引き上げます。
- (3) 「最低制限価格」の算定式を「失格判断基準」と同じとします。

2 改正時期

2021年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

参 考

【1 低入札価格調査制度】

入札価格が調査基準価格を下回った場合、その入札価格で契約の内容が適切に行われるかどうか判断するため、落札決定前に調査を行う制度。

(1)調査基準価格

入札価格がこの価格未満の場合、契約の内容が適切に行われるかどうか判断するための調査を行うこととなる基準となる価格。

会社の予定価格の算定の根拠となった積算の内訳の各項目の金額を、調査基準価格の算定式に当てはめて算出します。

(2)失格判断基準

調査基準価格を下回った入札うち、入札価格が、この基準を下回った場合に、低入札価格調査を行うことなく、直ちに失格とする基準。

会社の予定価格の算定の根拠となった積算の内訳の各項目の金額を、失格判断基準の算定式に当てはめて算出します。

【2 最低制限価格制度】

入札価格が、最低制限価格未満の場合、その者の入札を失格とする制度。

最低制限価格の算定式は、失格判断基準と同じです。

別紙 1

調査基準価格	失格判断基準 最低制限価格
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ (直接工事費×90%) × <u>97%</u> ・ 共通仮設費×<u>90%</u> ・ (直接工事費×10%+ 現場管理費) × <u>90%</u> ・ 一般管理費×<u>55%</u> </div> <div style="flex: 0.5; text-align: center; font-size: 2em;">}</div> <div style="flex: 1;"> <p style="text-align: center;">の合計額 ×1.1</p> </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ (直接工事費×90%) × <u>90%</u> ・ 共通仮設費×<u>80%</u> ・ (直接工事費×10%+ 現場管理費) × <u>80%</u> ・ 一般管理費×<u>30%</u> </div> <div style="flex: 0.5; text-align: center; font-size: 2em;">}</div> <div style="flex: 1;"> <p style="text-align: center;">の合計額 <u>×1.1</u></p> </div> </div>

- ◆ 調査基準価格（税抜き）、失格判断基準（税抜き）及び最低制限価格（税抜き）に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- ◆ 調査基準価格及び最低制限価格の上限は 92%、下限は 75%です。